

平成 26 年兵庫県立大学大学院地域資源マネジメント研究科規程第 16 号
地域資源マネジメント研究科機種選定委員会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、地域資源マネジメント研究科で購入する物品等の機種選定事務の適正を図るため、地域資源マネジメント研究科機種選定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、公立大学法人兵庫県立大学が別途定める重要物品又は総 200 万円以上の物品の購入又は借上げをしようとする場合、その機種の選定に関する事務を審議する。

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 地域資源マネジメント研究科教授会で選出された委員 3 名
- (2) 必要と認めた場合に選出される委員

2 委員長は、必要と認めた場合は、第 3 者に委員を委嘱することができる。

(任期)

第 4 条 前条に定める委員の任期は、1 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条に定める委員は、再任されることができる。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の 3 分の 2 を越える出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議決は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 委員長が必要と認めた場合は、委員会の同意を得て、関係教職員その他議事に関係のある者から、意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第 8 条 委員会の会議に出席した者は、議事の経過を漏らしてはならない。

(議事の記録)

第 9 条 委員会の審議の概要は、議事録に記録しておかなければならない。

(補則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。